新	旧	于
	ID	加州与
海外投資保険手続細則	海外投資保険手続細則	
平成29年4月1日 17 - 制度 - 00043	平成29年4月1日 17 - 制度 - 00043	
令和2年12月24日 一部改正	IHT (FII)	
 海外投資 (株式等) 保険約款 (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009。以	 海外投資 (株式等) 保険約款 (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009。以	
下「約款 (株) という。) 第39条及び海外投資 (不動産等) 保険約款 (平	下「約款 (株) 」という。) 第39条及び海外投資 (不動産等) 保険約款 (平	
成29年4月1日 17 - 制度 - 00010。以下「約款(不)」という。) 第38条	成29年4月1日 17 - 制度 - 00010。以下「約款(不)」という。) 第38条	
の規定に基づいて、海外投資保険の申込みその他保険契約に関する手続的	の規定に基づいて、海外投資保険の申込みその他保険契約に関する手続的	
な事項について、下記のとおり定める。	な事項について、下記のとおり定める。	
With Miles Chapping		
記	記	
,-	,	
第1条 (略)	第1条 (略)	
(申込み)	(申込み)	
第2条 海外投資保険の申込みをしようとする者は、約款(株)の申込み	第2条 海外投資保険の申込みをしようとする者は、約款(株)の申込み	
にあっては別紙様式第1「海外投資(株式等)保険申込書」、約款(不)	にあっては別紙様式第1「海外投資(株式等)保険申込書」、約款(不)	
の申込みにあっては別紙様式第2「海外投資(不動産等)保険申込書」	の申込みにあっては別紙様式第2「海外投資(不動産等)保険申込書」	
及び貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン(平成29年4	及び貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン(平成29年4	
月1日 17 - 制度 - 00091) に基づくスクリーニングフォーム並びに各	月1日 17 - 制度 - 00091) に基づくスクリーニングフォーム並びに各	
様式ごとに次に定める書類の写しを本店に提出するものとする。ただ	様式ごとに次に定める書類の写しを本店に提出するものとする。ただ	
し、申込前に提出したものについては提出を要しないものとする。	し、申込前に提出したものについては提出を要しないものとする。	
2~6 (略)	2~6 (略)	
7 約款(株)第21条の2及び約款(不)第18条の2に基づく誓約は、本		
条による申込みに当たって、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が、別紙様式第27による贈賄防止に係る誓約及び申告書を日本	条による申込みに当たって、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が、別紙様式第29による贈賄防止に係る誓約及び申告書を日本	
□ るべき有が、別れ様式第2 <u>1</u> による贈贈の正に係る言形及び甲音書を日本 貿易保険に提出することにより行うものとする。	るべき有が、が成成に第2 <u>9</u> による贈贈が正に係る言が及び中音音を日本 貿易保険に提出することにより行うものとする。	
	員勿休興に促出することにより117ものとする。 8 (略)	
O (MID)	O (ME)	

第3条~第6条 (略) (取得のための対価の額等の変更請求) 第7条 保険契約者は、約款 (株) 第38条又は約款 (不) 第37条の規定に基づき、保険期間の開始の日の毎年の応当日以後の当該条項に定める事由に係る取得のための対価の額でクレミアム相当額を強力である場合にあっては、此券で定めるプレミアン相当額を強力、又は配当金の額の変更に関する承認の請求をするときは、当該応当日の1月前までに、別解株式第6「海外投資保険増額・減額承認請求書」及び日本貿易保険の指示により当該変更事由を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 第8条~第9条 (略) (担保権設定の承諾申請等) 第10条 被保険者が、約款 (株) 第37条第1項、同条第2項又は約款 (不) 第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 (担保権設定の承諾申請等) 第10条 被保険者が、約款 (株) 第37条第1項、同条第2項又は約款 (不) 第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 (明) 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債権又は別に付した特約において約款 (林) 第2条第2項の規定に基づ (本では別に付した特約において約款 (株) 第2条第2項の規定に基づ	±r.		上於「神史」。 利日 20 思 4
(取得のための対価の額等の変更請求) 第7条 保険契約者は、約該 (株) 第38条又は約該 (不) 第37条の規定に基づき、保険期間の開始の日の毎年の応当日以後の当該条項に定める事由に係る取得のための対価の額(プレミアム相当額を証券で定める場合にあっては、証券で定めるブレミアム相当額を宣称) 又は配当金の額の変更に関する承認の請求をするときは、当該応当日の1月前までに、別紙様式第6「海外投資保険増額・減額承認請求書」及び日本貿易保険の指示により当該変更事由を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 第8条~第9条 (略) (担保権設定の承諾申請等) 第10条 被保険者が、約該 (株) 第37条第1項、同条第2項又は約款 (不) 第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 (担保権設定の承諾申請等) 第10条 被保険者が、約該 (株) 第37条第1項、同条第2項又は約款 (不) 第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 (担保権設定の承諾申請等) 第10条 被保険者が、約該 (株) 第37条第1項、同条第2項又は約款 (不) 第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 (側路)		M. C.	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
第7条 保険契約者は、約款 (株) 第38条又は約款 (不) 第37条の規定に基づき、保険期間の開始の日の毎年の応当日以後の当該条項に定める事由に係る取得のための対価の額(プレミアム相当額を証券で定める場合にあっては、証券で定めるプレミアム相当額を含む)又は配当金の額の変更に関する承認の請求をするときは、当該応当日の1月前までに、別紙様式第6「海外投資保険増額・減額承認請求書」及び日本貿易保険の指示により当該変更事由を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 第8条~第9条 (略) (担保権設定の承諾申請等) 第10条 被保険者が、約款 (株) 第37条第1項、同条第2項又は約款 (不)第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 (担保権設定の承諾申請等) 第10条 被保険者が、約款 (株)第37条第1項、同条第2項又は約款 (不)第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 (知保権設定の承諾申請等) 第10条 被保険者が、約款 (株)第37条第1項、同条第2項又は約款 (不)第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 (個) 「関に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債」こ別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債	第3条~第6条 (略)	第3条~第6条 (略)	
第7条 保険契約者は、約款 (株) 第38条又は約款 (不) 第37条の規定に基づき、保険期間の開始の日の毎年の応当日以後の当該条項に定める事由に係る取得のための対価の額(プレミアム相当額を証券で定める場合にあっては、証券で定めるブレミアム相当額を査む)又は配当金の額の変更に関する承認の請求をするときは、当該応当日の1月前までに、別紙様式第6「海外投資保険増額・減額承認請求書」及び日本貿易保険の指示により当該変更事由を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 第8条~第9条 (略) 第8条~第9条 (略) 第8条~第9条 (略) 第10条 被保険者が、約款 (株) 第37条第1項、同条第2項又は約款 (不) 第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するもきさは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するもきさい。次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 第10条 被保険者が、約款 (株) 第37条第1項、同条第2項又は約款 (不) 第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 「規保権設定の承諾申請等)第10条 被保険者が、約款 (株) 第37条第1項、同条第2項又は約款 (不) 第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 「個節) 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債 こ 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債 こ 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債 こ 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債			
基づき、保険期間の開始の日の毎年の応当日以後の当該条項に定める事由に係る取得のための対価の額(プレミアム相当額を証券で定める場合にあっては、証券で定めるブレミアム相当額を記券で定める類の変更に関する承認の請求をするときは、当該応当日の1月前までに、別級様式第6「海外投資保険増額・減額承認請求書」及び日本貿易保険の指示により当該変更事由を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 第8条~第9条 (略) 第10条 被保険者が、約款 (株)第37条第1項、同条第2項又は約款 (不)第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 第10条 被保険者が、約款 (株)第37条第1項、同条第2項又は約款 (不)第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 「規保権設定の承諾申請等)第10条 被保険者が、約款 (株)第37条第1項、同条第2項又は約款 (不)第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 「関係」 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債 二 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債 二 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債	(取得のための対価の額等の変更請求)	(取得のための対価の額等の変更請求)	
由に係る取得のための対価の額(プレミアム相当額を証券で定める場合にあっては、証券で定めるプレミアム相当額を含む)又は配当金の額の変更に関する承認の請求をするときは、当該応当日の1月前までに、別紙様式第6「海外投資保険増額・減額承認請求書」及び日本貿易保険の指示により当該変更事由を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 第8条~第9条 (略) (担保権設定の承諾申請等) 第10条 被保険者が、約款 (株)第37条第1項、同条第2項又は約款(不)第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 (担保権設定の承諾申請等) 第10条 被保険者が、約款 (株)第37条第1項、同条第2項又は約款(不)第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 一 (略) 二 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債	第7条 保険契約者は、約款(株)第38条又は約款(不)第37条の規定に	第7条 保険契約者は、約款(株)第38条又は約款(不)第37条の規定に	
にあっては、証券で定めるプレミアム相当額を含む。 又は配当金の額の変更に関する承認の請求をするときは、当該応当日の1月前までに、別紙様式第6「海外投資保険増額・減額承認請求書」及び日本貿易保険の指示により当該変更事由を証する書類の写しを本店に提出するものとする。	基づき、保険期間の開始の日の毎年の応当日以後の当該条項に定める事	基づき、保険期間の開始の日の毎年の応当日以後の当該条項に定める事	
にあっては、証券で定めるプレミアム相当額を含む。 又は配当金の額の変更に関する承認の請求をするときは、当該応当日の1月前までに、別紙様式第6「海外投資保険増額・減額承認請求書」及び日本貿易保険の指示により当該変更事由を証する書類の写しを本店に提出するものとする。	由に係る取得のための対価の額(プレミアム相当額を証券で定める場合	由に係る取得のための対価の額又は配当金の額の変更に関する承認の	
変更に関する承認の請求をするときは、当該応当日の1月前までに、別紙様式第6「海外投資保険増額・減額承認請求書」及び日本貿易保険の指示により当該変更事由を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 第8条~第9条 (略) 第8条~第9条 (略) 第10条 被保険者が、約款(株)第37条第1項、同条第2項又は約款(不)第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 一(略) 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債 資保険増額・減額承認請求書」及び日本貿易保険の指示により当該変更事由を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 (担保権設定の承諾申請等) 第10条 被保険者が、約款(株)第37条第1項、同条第2項又は約款(不)第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 (略) 二別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債			
無様式第6「海外投資保険増額・減額承認請求書」及び日本貿易保険の 指示により当該変更事由を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 第8条~第9条 (略) 第8条~第9条 (略) 第8条~第9条 (略) 第8条~第9条 (略) 第10条 被保険者が、約款 (株) 第37条第1項、同条第2項又は約款 (不) 第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 一 (略) こ 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債 こ 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債			
指示により当該変更事由を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 第8条~第9条 (略) (担保権設定の承諾申請等) 第10条 被保険者が、約款 (株) 第37条第1項、同条第2項又は約款 (不) 第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 (略) 二別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債 第8条~第9条 (略) (担保権設定の承諾申請等) 第10条 被保険者が、約款 (株) 第37条第1項、同条第2項又は約款 (不) 第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 (略) 二別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債		2 11 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	
第8条~第9条 (略) (担保権設定の承諾申請等) 第10条 被保険者が、約款(株)第37条第1項、同条第2項又は約款(不)第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 (略) 二 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債 第8条~第9条 (略) (担保権設定の承諾申請等) 第10条 被保険者が、約款(株)第37条第1項、同条第2項又は約款(不)第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 (略) 二 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
第8条~第9条 (略) (担保権設定の承諾申請等) 第10条 被保険者が、約款 (株) 第37条第1項、同条第2項又は約款 (不) 第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするとき は、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出す るものとする。 一 (略) 二 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債			
(担保権設定の承諾申請等) 第10条 被保険者が、約款(株)第37条第1項、同条第2項又は約款(不) 第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするとき は、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出す るものとする。 一(略) 二 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債 (担保権設定の承諾申請等) 第10条 被保険者が、約款(株)第37条第1項、同条第2項又は約款(不) 第10条 被保険者が、約款(株)第37条第1項、同条第2項又は約款(不) 第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするとき は、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出す るものとする。 一(略) 二 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債	· うる。		
(担保権設定の承諾申請等) 第10条 被保険者が、約款(株)第37条第1項、同条第2項又は約款(不) 第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするとき は、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出す るものとする。 一(略) 二 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債 (担保権設定の承諾申請等) 第10条 被保険者が、約款(株)第37条第1項、同条第2項又は約款(不) 第10条 被保険者が、約款(株)第37条第1項、同条第2項又は約款(不) 第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするとき は、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出す るものとする。 一(略) 二 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債			
第10条 被保険者が、約款(株)第37条第1項、同条第2項又は約款(不)第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 一 (略) 二 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債	第8条~第9条 (略)	第8条~第9条 (略)	
第10条 被保険者が、約款(株)第37条第1項、同条第2項又は約款(不)第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 一 (略) 二 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債			
第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 - (略) - 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債	(担保権設定の承諾申請等)	(担保権設定の承諾申請等)	
は、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出す るものとする。 一 (略) 二 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債	第10条 被保険者が、約款(株)第37条第1項、同条第2項又は約款(不)	第10条 被保険者が、約款(株)第37条第1項、同条第2項又は約款(不)	
るものとする。 - (略) - 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債 ニ 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債	第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするとき	第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするとき	
一 (略) - (略) - (略) - (略) ニ 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債 ニ 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債	は、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出す	は、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出す	
一 (略) 二 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債 二 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債	るものとする。	るものとする。	
	一 (略)	一 (略)	
	- 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債	- 別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債	
TEXTOSSITE IS OF THIS CASE OF THIS CASE OF THE ACTION OF T			
くてん補対象に含めた再投資先企業の株式若しくは再投資先企業向くてん補対象に含めた再投資先企業(被保険投資の相手方が直接出資			
け貸付金債権について質権又は譲渡担保を設定する場合は、別紙様式 又は間接出資を行っている企業をいう。以下同じ。)の株式若しくは			
第8-2「海外投資保険質権等設定承諾申請書」 再投資先企業向け貸付金債権について質権又は譲渡担保を設定する			
場合は、別紙様式第8-2「海外投資保険質権等設定承諾申請書」	/// · / / / / / / / / / / / / / / / / /		
2~5 (略) 2~5 (略)			
$Z' \sim O$ (PG)			
	第11冬~第27冬 (較)	 第11冬~第27冬 (吹)	
オロネ ガビネ (MD)	おい木 お47木 (MD/	オバネ ガイ木 (MD/	
(プレミアム特約)		(プレミアム特約)	
第28条 約款 (株) 第3条第4項の規定に基づき、プレミアム相当額をて		第28条 約款(株)第3条第4項の規定に基づき、プレミアム相当額をて	

新			旧			備考
			ん補対象とする特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第27「プレミ			
			アム特約申請書」を本店に提出するものとする。			
(書類の返	_		(書類の返還			
	込みその他日本貿易保険に対する申請について、			みその他日本貿易保険に対する申請について、		
に定める当該申請に必要とする書類が、申請日から6月以内に提出され		に定める当該申請に必要とする書類が、申請日から6月以内に提出され				
ない場合	は、既に提出のあったすべての書類を返還でき	るものとする。	ない場合は	、既に提出のあったすべての書類を返還できん。	るものとする。	
	11					
	型 は、令和3年1月18日から実施する。					
_ マンかりが入り	み、 1/1HU十1万10日ルジ大肥りる。					
別表 1			別表 1			
,,,,,,			312			
	海外投資保険提出書類一覧表			海外投資保険提出書類一覧表		
提出先は、本店とする。		提出先は、本店とする。				
様式番号		提出部数	様式番号	提出書類	提出部数	
1	・海外投資(株式等)保険申込書	1 (1)	1	・海外投資(株式等)保険申込書	1 (1)	
2	・海外投資(不動産等)保険申込書	1 (1)	2	・海外投資(不動産等)保険申込書	1 (1)	
3	・海外投資保険送金確定通知書	1 (1)	3	・海外投資保険送金確定通知書	1 (1)	
4	・海外投資保険変更承認申請書及び変更請	1 (1)	4	・海外投資保険変更承認申請書及び変更請	1 (1)	
	求書	- \-/		求書	_ \-/	
5	・海外投資保険における他の保険契約の通	1 (1)	5	・海外投資保険における他の保険契約の通	1 (1)	
	知書	1 (1)		知書 海州州水(口)公园 新田	1 (1)	
6	・海外投資保険増額・減額承認請求書	1 (1)	6	·海外投資保険増額·減額承認請求書	1 (1)	
7 - 1	·海外投資保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	7 - 1	·海外投資保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	
7 - 2	·海外投資保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)	7 - 2	·海外投資保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)	
8 - 1	·海外投資保険担保権設定承諾申請書	1 (1)	8 - 1	· 海外投資保険担保権設定承諾申請書	1 (1)	
8 - 2	·海外投資保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	8 - 2	·海外投資保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	
8 - 3	·海外投資保険担保権設定通知書	1 (1)	8 - 3	·海外投資保険担保権設定通知書	1 (1)	
8 - 4	・海外投資保険質権等設定通知書	1 (1)	8 - 4	・海外投資保険質権等設定通知書	1 (1)	

海外投資保険手続細則·新旧対照表

新	旧			備考	
8-5 ・海外投資保険担保権設定解除等通知書	1 (1)	8 - 5	•海外投資保険担保権設定解除等通知書	1 (1)	*****
8-6 ・海外投資保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	8 - 6	•海外投資保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	
9 ・海外投資保険事情発生通知書	1	9	・海外投資保険事情発生通知書	1	
10-1・海外投資(株式等)保険損失発生通知書	1 (1)	10 - 1	•海外投資(株式等)保険損失発生通知書	1 (1)	
10-2 ・海外投資(不動産等)保険損失発生通知書	1 (1)	10 - 2	•海外投資(不動産等)保険損失発生通知書	1 (1)	
11 · 海外投資保険損失防止軽減等費用負担請求書	1 (1)	11	•海外投資保險損失防止軽減等費用負担請 求書	1 (1)	
12 ・海外投資保険入金通知書	1 (1)	12	・海外投資保険入金通知書	1 (1)	
13 ·海外投資保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	13	•海外投資保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	
・海外投資保険における保険金請求期間の 猶予期間設定申請書	1 (1)	14	海外投資保険における保険金請求期間の 猶予期間設定申請書	1 (1)	
15-1・海外投資(株式等)保険保険金請求書	1 (1)	15 - 1	・海外投資(株式等)保険保険金請求書	1 (1)	
15-2・海外投資(不動産等)保険保険金請求書	1 (1)	15 - 2	・海外投資(不動産等)保険保険金請求書	1 (1)	
16 ・海外投資保険保険金請求経緯書	1 (1)	16	・海外投資保険保険金請求経緯書	1 (1)	
17 ・海外投資保険損失発生確認申請書	1 (1)	17	・海外投資保険損失発生確認申請書	1 (1)	
18 ・海外投資保険回収義務履行状況報告書	1 (1)	18	・海外投資保険回収義務履行状況報告書	1 (1)	
19 ・海外投資保険回収義務終了認定申請書	1 (1)	19	・海外投資保険回収義務終了認定申請書	1 (1)	
20 ・海外投資保険回収金納付通知書	1 (1)	20	・海外投資保険回収金納付通知書	1 (1)	
21 ・海外投資保険回収費用負担請求書	1 (1)	21	・海外投資保険回収費用負担請求書	1 (1)	
22 ・海外投資保険権利行使等委任状	1 (1)	22	・海外投資保険権利行使等委任状	1 (1)	
23 ・海外投資保険回収納付金返還請求書	1 (1)	23	・海外投資保険回収納付金返還請求書	1 (1)	
24 ・信用危険てん補特約申請書	1 (1)	24	・信用危険てん補特約申請書	1 (1)	
25 ・部分損失特約申請書	1 (1)	25	・部分損失特約申請書	1 (1)	
26 ・事業拠点等特約申請書	1 (1)	26	・事業拠点等特約申請書	1 (1)	
		27	・プレミアム特約申請書	1(1)	
27 ・贈賄防止に係る誓約及び申告書	1	28	・贈賄防止に係る誓約及び申告書	1	
その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数によ	その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による				
注:提出部数欄の()内は、添付資料の数		注:提出部数欄の()内は、添付資料の数			
提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格の	提出書	類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格	多のものとする。		
別表2	別表2				

新	旧	備考
被保険投資の重大な変更	被保険投資の重大な変更	
①~③ (略) ④被保険投資に係る投資先国等の政府等との間の契約等の内容の変更(当該契約等について約款(株)第2条第1項第4号 <u>ただし書き</u> に係る特約が付されている場合に限る。)	①~③ (略) ④被保険投資に係る投資先国等の政府等との間の契約等の内容の変更(当該契約等について約款(株)第2条第1項第4号 <u>ロ</u> に係る特約が付されている場合に限る。)	
注1:「再投資」とは、被保険者の相手方による被保険投資の相手方による直接又は間接の投資をいう。 注2:①及び③の「再投資先企業」は当該再投資先企業の事業に係る損失を約款(株)第2条第1項第2号、第3号若しくは第4号又は第2項の特約に基づきてん補する場合に限る。 注3:④にあっては、被保険者、被保険投資の相手方若しくは再投資先企業の意志によらない変更等又は被保険者、被保険投資の相手方若しくは再投資先企業が関与できない変更は除く。	注:「再投資」及び「再投資先企業」とは、被保険投資の相手方による直接 又は間接の投資及び当該投資の対象となる企業をいう。 ④にあっては、被保険者、被保険投資の相手方若しくは再投資先企 業の意志によらない変更等又は被保険者、被保険投資の相手方若しく は再投資先企業が関与できない変更は除く。	
別表3~別表5 (略)	別表3~別表5 (略)	